

事業評価の結果（内容評価項目）

福祉サービス種別 保育所

第三者評価の判断基準

事業所名（施設名）長野市綿内保育園

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況 = 多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1 保育内容	(1) 保育課程の編成	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a)	<p>1 保育課程は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。</p> <p>2 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。</p> <p>3 保育課程は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。</p> <p>4 保育課程は、保育に関わる職員が参画して編成している。</p> <p>5 保育課程は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。</p>	<p>公立保育園共通の基本理念と基本方針をもとに綿内保育園独自の保育目標「言ってみよう、やってみよう、失敗してもいいじゃない」を掲げ、豊かな自然を生かした保育、子どもの発達及び家庭、地域の実情に応じて全職員の参画のもと、全体の計画を作成している。熱心な住民の自治協議会はじめ、色々な地域の方々の協力のもと、子ども達、保護者、地域の人達がねばねばと繋がり合う保育（なっとう保育）を展開している。</p> <p>「全体の計画」に基づいた、各年齢の年間指導計画があり、年間計画と4期に分けられた「ねらい」「内容」等具体的に記載し実践し、各期ごとに評価を行い、年度末に全職員で見直し、次年度の編成をしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
		(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a)	<p>6 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を、常に適切な状態に保持している。</p> <p>7 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。</p> <p>8 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。</p> <p>9 内装等には、木材を利用している。</p> <p>10 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。</p> <p>11 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。</p> <p>12 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。</p>	<p>「保育環境マニュアル」を基準にその日の天候により、室温、湿度の細かな調整を行い、心地良く過ごせるようにしている。 安全点検表や寝具のチェック表に関する保健マニュアルがあり、毎朝の遊具の点検もチェック表にて行っている。未満児の玩具は使用後消毒をし、夏には裸足保育を行っているため安全に配慮している。 各クラス遊びのコーナーを作ったり、衝立を使用し、くつろげるように絨毯を敷く等工夫している。 ○食事はゆったりと座れるようテーブルを配置し、睡眠は一人ひとりの体調に合わせて、援助し、間仕切りなどを使用して、落ち着けるように配慮している。 トイレのすぐ傍に、ズボンをはきやすくする為の手作りベンチをおいている。</p>
		一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。		a)	<p>13 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。</p> <p>14 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。</p> <p>15 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。</p> <p>16 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。</p> <p>17 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。</p> <p>18 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。</p>	<p>一人ひとりの発達過程や家庭環境等保護者記入の「家庭の調べ」を基に個別面談を行い情報を収集している。それを基に関係職員全員で把握し、個別計画を策定し共有している。 子どもが安心して自分の思いを言えるように、KJ法、言葉のマニュアルを使つての研修をし、適切な対応が継続的に出来るようにしている。 未満児では、表情やしぐさからも気持ちを読み取れるよう、ゆったりと寄り添い、ゆっくりとした言葉がけを心がけている。 子どもの要求を受け止め、抱っこするなどスキンシップをしたり、気持ちを汲み取り、分かり易い言葉で話したり、必要に応じて絵カードや図を使用して関わるようにしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a)	<p>19 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。</p> <p>20 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。</p> <p>21 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。</p> <p>22 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。</p> <p>23 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。</p>	<p>子どもの発達に応じて食事、排泄、睡眠、着脱などの基本的な生活習慣を身につけられるようにしている。その日の一人ひとりの体調や状態に合わせて休息、早めの午睡等を行っている。 未満児では着替える順番にパンツ、ズボンを並べて履きやすいように援助する等、見守りと、援助のバランスを考えて、子ども自身の達成感を大切に、意欲に繋げている。 子どもの理解度に合わせて、紙芝居や絵本、歌等の教材を活用し、手洗い、うがい、食事、排泄等の生活習慣が身に付くようにしている。 食後の歯磨きはより効果的に行えるよう、少し時間をおいて保育士も交えて、椅子に座って一斉に行い、砂時計なども活用している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a)	<p>24 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。</p> <p>25 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。</p> <p>26 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。</p> <p>27 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。</p> <p>28 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。</p> <p>29 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。</p> <p>30 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。</p> <p>31 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。</p> <p>32 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。</p> <p>33 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。</p>	<p>子どもがやりたい遊びを主体的に楽しめるよう、又、年齢発達や興味関心に合わせて遊びが楽しめるよう、室内外に遊びのコーナー作っている。昼食後や午睡後などに、「子どもミーティング」など行い、子ども達の満足の出来る取組みに配慮している。</p> <p>信州やまほいく（信州型自然保育）の普及型認定園であり、近隣の天王山への散策、ピオトープ（メダカ池）、雪遊び、綿内れんこん作り等週5時間は戸外に出て、この地区ならではの、自然体験を楽しんでいる。また、木の実拾い、ザリガニ飼育等四季折々の楽しみがある。</p> <p>ボール、縄跳び、フープ等自由に使って体を動かして楽しめるようにしたり、継続活動であるコアキッズ体操、運動プログラム等を通して体を動かして遊び身体機能が高められている。</p> <p>遊びの中で、自然とルールや態度が身に付くよう、ゲームの中での順番や玩具の貸し借りの経験をさせている。また、様々な表現活動の体験のために、自由に描いたり、ごっこ遊びができるような工夫に努めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
		乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a)	34	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	乳児保育には、「未満児マニュアル」や「教育・保育の手引き」を基に一人ひとりの成長、発達に合わせて具体的な保育士の援助や配慮を、個別指導計画に載せている。 送迎時に保護者と、こまめな情報交換を行い、連絡帳で身体状況を把握し、その日の様子に合わせて早めに睡眠をとる、食事を調節するなどしている。 特定の保育士が愛情を持って応答的な関わりや抱っこする等スキンシップを十分に作る等して安心して過ごせるようにしている。 這う、立つ、歩く等体を動かせるよう安全な環境作りをし、つまむ、拾う、触る等発達に合わせた玩具や遊びのコーナーを準備し、一人ひとりの要求に応えながら身の回りの物に好奇心を持って関わるようにしている。 保護者の保育参加として、一緒に園での保育士体験なども企画して、子どもへの理解、関心を深めてもらっている。
	35			0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。		
	36			子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。		
	37			0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。		
	38			0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。		
	39			0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。		
		3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a)	40	一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分であろうとする気持ちを尊重している。	3歳未満児の保育は、一人ひとりの発達状態を踏まえ、自分がしようとする気持ちを大切に食事や衣類の着脱等、子どもの様子に合わせて、見守りと援助をしている。 一人ひとりの興味のある遊びを知り少人数での遊びが楽しめるようコーナーの工夫をしている。テラスに面して専用の庭があり、子どもの要求にすぐに応えながら落ち着いて遊べるようになっている。 戸外や散歩先で安全に留意しながらのびのびと探索活動が楽しめるようにしている。（よるめき散歩と称して、子どもの発見をとりあげながら、皆で楽しんでいる） 子ども同士の関わりの中でトラブルが見られた場合には保育士がお互いの気持ちを受け止め手を出してしまった子どもにも、その理由があった事を理解するようにしている。 トラブルに関しては、職員内で相談して、保護者に臨機応変に対処している。
	41			探索活動が十分に行えるような環境を整備している。		
	42			子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。		
	43			子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。		
	44			保育士等が、友だちとの関わりの中を仲立ちをしている。		
	45			様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。		
	46			一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
		3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a)	47	3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	3歳時以上の子どもには、異年齢保育（異年齢クラス 同年齢 チーム）を基盤に、大きな子への憧れの気持ちから遊びの幅を広げ小さい子への労いや思いやりの気持ちを大切に保育している。 新年度スタート時は異年齢クラスで始まることで、新入園当初の不安な時期が軽減される様子もみられる。また、チームで楽しむ時間も考慮し、臨機応変に活動計画も変更して対応している。 毎日の活動を知らせるために写真を入れたり、文章で解説して掲示したり、クラスだより、園だより、地域の区長会だより等で保護者や地域へ発信している。 就学先の小学校との幼保小連携会議や接続期アプローチカリキュラム、スタートカリキュラム等で園の育ちを小学校へつなげている。（ピオトープ サツマイモ、レンコン作りなど）
	48			4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。		
	49			5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。		
	50			子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。		
		障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b)	51	建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	多目的トイレやスロープがある等バリアフリー化している所と2階建てであり、1階から2階への行き来にはバリアフリー化されていない。障害ある子どもへの配慮が必要と思われる。 「基礎調査表」「評価シート」等で、障害の状況を確認し策定した個別指導計画の中で、その子の良さに寄り添った保育をするなど、共育の保育を大切にしている。 作業療法士や保健師等が定期的に来園する「にこにこ園訪問」等の発達相談を通して医療機関へつなげたり、援助の仕方を学んだりしている。申し出があれば、保護者にも一緒に参加してもらおう準備もある。 職員は、障害児研修会や法人内の障害施設に自主的に研修に出向き、情報を得て保育に活用できるよう、職員会で共有し、配慮が必要な子どもへの言葉がけや関わりができるようしている。 室内の刺激の精選をして話をしたり、声の大きさを表す、表や絵ガード、ミニボード等で今やるべきことを示したり、一人で落ち着ける空間を作り、職員室はいつもドアを開放し、いつでも子どもが立ち寄れる雰囲気を作っている。
	52			障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。		
	53			計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。		
	54			子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。		
	55			保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。		
	56			必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。		
	57			職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。		
	58			保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a)	<p>59 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。</p> <p>60 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。</p> <p>61 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。</p> <p>62 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。</p> <p>63 保育時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。</p> <p>64 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。</p> <p>65 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。</p>	<p>在園しているほとんどの子どもが長時間保育である。未満児1クラス、幼児2クラスに集まりパート保育士を配置し、ゆったりと家庭的な保育になるようにしている。</p> <p>ゆったり過ごせるように、子どもの気持ちに寄り添い、遊びたい内容にそってコーナーを作り楽しみ、絨毯等を敷き寝転んだりできるようにしている。</p> <p>午後のおやつのパリウム等に配慮している。</p> <p>子どもの状況については、担任から時間外保育士にメモ等に記入して適切に伝えている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a)	<p>66 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。</p> <p>67 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。</p> <p>68 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。</p> <p>69 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。</p> <p>70 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。</p>	<p>幼保小連携会議で年間計画が立てられ、子どもをつなぐ接続期（アプローチ・スタート）カリキュラムがある。綿内小学校と連携し事業を行い就学を見通した保育に向けて取り組んでいる。</p> <p>年長児が小学校一日入学や運動会に参加することで小学校生活に興味関心、意欲が持てるようにしている。また保育所、小学校それぞれの職員が幼保小連携会議に出席し、接続期の育ちをどう理解し繋ぐか学び合っている。</p> <p>保護者も子どもと一緒に、小学校の一日入学で話を聞いたり、2月には地域の年長児に校長先生より講話があり、小学校以降の子どもの生活に見通しが持てるようにしている。</p> <p>小学校の職員が夏休みに来園し年長児の様子を見てスムーズな入学へ繋げている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
		(3) 健康管理	子どもの健康管理を適切に行っている。	a)	<p>71 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。</p> <p>72 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。</p> <p>73 子どもの保健に関する計画を作成している。</p> <p>74 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。</p> <p>75 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。</p> <p>76 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。</p> <p>77 職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。</p> <p>78 保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。</p>	<p>保育所児童保育要録は施設長の責任のもと、年長児の担任が作成し各小学校へ引き継いでいる。</p> <p>保育所と小学校は間に道路を挟んでいるだけの立地となっている為、小学校へ行く機会もあり小学校への移行はスムーズな様子が伺える。</p> <p>保健マニュアルに基づき、一人ひとりの「家庭の調べ」「緊急連絡カード」や保護者との懇談会等で健康状態を把握している。送迎時にもけがなどについて相互に伝えている。</p> <p>保健計画に沿って身体測定、歯科検診、内科健診を行い全職員で周知し、課の保健師にも結果報告している。</p> <p>子どもの健康についての方針は「保育・教育のしおり」「保健だより」「園だより」等で保護者に伝えている。園での感染症発生した場合は受診を促し、必要により保健所、園医の指示を仰ぎ、適切に保護者に伝えている。</p> <p>「未満児の保育マニュアル」を基に学び合い職員会で周知徹底している。睡眠中は上向きに寝かせ細心の注意を払い、乳児は5分一回の睡眠チェックを行っている。保護者総会や個別懇談で保護者にも伝えている。</p> <p>乳幼児突然死症候群（SIDS）について説明し、入所時のストレス等も影響があることも、情報として伝えている。</p>
			健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a)	<p>79 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。</p> <p>80 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。</p> <p>81 家庭での生活に生かされ保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。</p>	<p>内科健診、歯科検診が年2回あり、その結果を全職員で確認し健康な体づくりに繋げている。（歯磨き指導など）</p> <p>一人ひとりの結果を保護者に伝え、必要に応じて受診を勧めている。</p> <p>全体の結果及び受診後の結果について課の保健師に伝えている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			アレルギー・疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a)	<p>82 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</p> <p>83 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</p> <p>84 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</p> <p>85 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。</p> <p>86 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。</p> <p>87 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。</p>	<p>「厚生労働省ガイドライン」「アレルギー対応の特別食の手順」を基に除去食の提供を行っている。</p> <p>医師の「生活管理指導表」「薬剤情報書」により対応している。</p> <p>食事提供については「誤食対応マニュアル」に基づき、引き渡し時にダブルチェックを行い、給食室から直接専用トレーに除去食を乗せ担当がクラスまで運び、トレーごと机に置き、誤食への注意を払っている。</p> <p>アレルギーチェック表に間違いのないように、複数でチェックを入れている。指示書は1年ごと提出し、保護者と栄養士、給食担当者、施設長が面談を行い、月1回の給食献立のチェックを行い連携を密にして事故の無いようにしている。</p> <p>アレルギー等の研修に参加し必要な知識と技術を身に付けるように全体で周知を図っている。</p> <p>保護者の理解の基、他の子ども、保護者にも正しい理解をしていただけるよう示している。</p>
	(4) 食事	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a)	<p>88 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。</p> <p>89 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。</p> <p>90 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。</p> <p>91 食器の材質や形などに配慮している。</p>	<p>食事の楽しみは、全体の計画、年間指導計画、月案で食に関する具体的な援助方法、取り組みについて計画し取り組んでいる。</p> <p>机の配置に配慮し、時には戸外で食べたりして楽しく食べられるようにしている。磁器の皿を使用するなど年齢に合わせて持ちやすい食器を使用している。</p> <p>食事と体の関係についても絵本やボード等で知らせ、苦手な食材も無理せず少しずつ食べられるようにしている。</p> <p>毎月8日は野菜の日、19日は食育の日、6月は食育月間、11月は「秋の味覚を探してみよう！」とし、採れた野菜の数を表にしたり、その野菜を給食で使用し味わったりしている。</p> <p>保護者に食育だより、献立表、レシピ等配布し、玄関にサンプルを置いたり親子で給食の試食会をするなどして家庭との連携を図っている。</p>	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
					<p>92 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。</p> <p>93 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。</p> <p>94 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。</p> <p>95 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。</p>	
			子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a)	<p>96 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。</p> <p>97 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。</p> <p>98 食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとしている。</p> <p>99 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。</p> <p>100 季節感のある献立となるよう配慮している。</p> <p>101 地域の食文化や行事食などを取り入れている。</p> <p>102 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。</p> <p>103 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。</p>	<p>離乳食や体調に合わせて、また、好き嫌いや、個々の食事量に合わせて、量を加減するなど、一人ひとりの発育状況等に考慮し提供している。</p> <p>「県内産使用食材照会」で調理員が確認し、施設長が市、保育・幼稚園課に毎月提出している。行事に合わせた献立や誕生会メニュー等特別食を取り入れている。献立検討委員会で子ども達の声や食べ具合を確認し献立や調理に反映している。</p> <p>地域の郷土食を（おやきやいらせんべい、やしょうま等）おやつとして提供している。</p> <p>市の栄養士が訪問したり、調理員と一緒に食事したり、食べ具合をみてもらい献立に反映したり、食育だよりで情報発信している。</p> <p>給食の手引きや衛生管理マニュアルにより、衛生管理表を用いて管理を行い施設長が評価し、課に提出している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
A	2 子育て支援	(1) 家庭との緊密な連携	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a)	104	連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	未満児については、毎日保護者に向けた連絡帳で、園の様子と家庭の様子の情報交換をしている。 幼児については毎日昇降口に1日の活動を記入し、写真と共に掲示し、知らせている 個別懇談会、クラス懇談会、保育参加、保育体験、運動会、プール参加等に説明したり、園だよりやクラスだよりを活用し、保育の意図や保育内容について理解が得られるようにしている。(保育参観ではなく、保育参加として、親子での体験型の保育内容など企画している)
					105	保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
					106	様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	
					107	家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
		(2) 保護者等の支援	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a)	108	日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	送迎時、施設長は事務室のドアを開け、主任は昇降口に立ち、施設長は必要に応じて昇降口に出向き保護者に声をかけている。職員も常に声をかけ子どもの様子や活動の様子を伝えている。保護者より相談があれば、遅い時間でも対応できるように園だよりで伝え、安心した子育てに結び付いている。 園の特性を活用し、にこにこ園訪問、健康相談、一時預かり、時間外保育等にも対しても保護者の就労に合わせた対応をしている。 付加的サービスとして、障がいをもつ就園前の児童に、親子交流保育の活動があり、希望があれば園の保育に親子で参加できるしくみがある。 おひさま広場での活動の中では、様々な活動内容が盛り込まれ、工夫されている。
					109	保護者等からの相談に応じる体制がある。	
					110	保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
					111	保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
					112	相談内容を適切に記録している。	
					113	相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a)	<p>114 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。</p> <p>115 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。</p> <p>116 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。</p> <p>117 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。</p> <p>118 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。</p> <p>119 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。</p> <p>120 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。</p>	<p>虐待対応マニュアルを基に研修を行い、基本的な知識を学び、早期発見、早期対応と予防に取り組んでいる。</p> <p>児童権利に関するマニュアル、保育・教育の手引き等読み合わせ、園全体で意識を高めている。不適切な対応が疑われる場合は、市、子育て支援課に連絡し、児童相談所や関係連携と連携し対応している。必要に応じて地域支援会議やケース検討会議へ出席する。</p> <p>不適切な子どもの早期発見するために日頃より子どもの様子をよく観察するようにしている。</p>
A	3 保育の質の向上	(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a)	<p>121 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。</p> <p>122 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。</p> <p>123 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。</p> <p>124 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。</p> <p>125 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。</p> <p>126 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。</p>	<p>保育実践の振り返りを行い、年度末職員自ら自己評価を行っている。</p> <p>週日案、月案、年間計画、全体の計画の保育実践を振り返り、自己評価を行いその結果を次年度の計画に反映させている。</p> <p>基本方針、園目標に沿って子ども達がどう育ったか、何が育ったか、保育士の関わりは適切であったかなどを出し合い、次年度の取り組みに繋げる。保護者アンケートも行い利用者の意見を把握している。</p> <p>第三者評価の「内容評価項目」に従い、年2回職員の自己評価を行い、課題の洗い出しをし、園全体の評価に繋げ、保育の質の向上に繋げている。</p>